

社会福祉法人るりがくえん役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人るりがくえん（以下「法人」という。）定款第29条に規定する理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について、その報酬の支給に関して必要な事項を定めるものである。

(決定機関)

第2条 役員報酬は、理事会の承認を得て、評議員会で決定する。

(報酬対象理事及び監事と勤務形態)

- 第3条 報酬を支払う役員は、本法人の理事長とし、年間総額192万円以内の額とする。
- 2 当該役員の勤務は、月16日を上限とし、非常勤勤務とする。
 - 3 本法人の就業規則に基づき、職員として雇用され、且つ、給与の支給を受けている役員に対しては、いかなる役員報酬も支給しない。
 - 4 本法人の就業規則に基づき、職員として雇用されていない役員に対しては、いかなる役員報酬も支給しない。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬は、日額10,000円とし、各月16万円を上限とする。

(報酬の支給の方法及び形態)

- 第5条 役員の報酬は、各月分をその翌月7日（その日が休日に当たるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日）とし、その日額を支給する。
- 2 前項の報酬は、法令等に定めるところによりその報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を当該役員に現金で支給する。

(役員でなくなった者の報酬)

第6条 月の末日以外の日において退職し、又は解任されて役員でなくなった者に対するその月分の報酬については、その月分の報酬の日額をその翌月に支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月4日から施行する。